

## 公布された条例のあらまし

### 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 55 歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。（第 4 条関係）
- 2 大規模災害からの復興に関する法律第 56 条第 1 項に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して、災害派遣手当を支給することとした。（第 17 条の 5 関係）
- 3 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 旅券法が改正され、同法第 10 条第 1 項に規定する一般旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。
  - (1) 佐賀県手数料条例
  - (2) 佐賀県事務処理の特例に関する条例
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

### 佐賀県核燃料税条例（条例第 49 号）

- 1 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによることとした。（第 2 条関係）
  - (1) 発電用原子炉 原子力基本法第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
  - (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
  - (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
  - (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 2 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課することとした。（第 4 条関係）
  - (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
  - (2) 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 3 核燃料税の課税期間は、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすることとした。（第 5 条関係）
  - (1) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
  - (2) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
  - (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 1月1日から3月31日まで
- 4 3にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(3)までに定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなすこととした。(第5条関係)
- (1) 3の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講じるために発電用原子炉の運転を終了した場合(3の場合を除く。) 廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する3に規定する期間の初日から当該運転を終了した日まで
- (2) 3の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合(3の場合を除く。) 原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格した日又は電気事業法に規定する使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前検査合格日」という。)から当該使用前検査合格日の属する3に規定する期間の末日まで
- (3) 3の(1)から(4)までに規定する期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなり、並びに廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した場合 使用前検査合格日から廃止措置を講じるために発電用原子炉の運転を終了した日まで
- 5 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料(発電用原子炉への挿入について既に核燃料税が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。)の価額とし、出力割にあっては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすることとした。(第6条関係)
- 6 価額割の税率は100分の8.5とし、出力割の税率は一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき46,000円とすることとした。(第7条関係)
- 7 核燃料税の徴収については、申告納付の方法によることとした。(第8条関係)
- 8 価額割の納期限は、発電用原子炉に核燃料を挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は、3月)を経過する日の属する月の末日までとし、出力割の納期限は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とすることとした。(第9条関係)
- 9 その他所要の事項を定めることとした。
- 10 この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日から起算して5年を経過した日にその効力を失うこととした。
- 11 所要の経過措置を設けることとした。
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)
- 1 拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を規制の対象に追加することとした。(第10条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成26年1月5日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）

- 1 55 歳に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。（第 6 条関係）
- 2 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）

- 1 県立高等学校の授業料を徴収することとした。（第 1 条の 2 関係）
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する者が同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときは、授業料の全部を免除することができることとした。（第 2 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）

- 1 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県北部医療圏地域医療体制整備基金条例（条例第 54 号）

- 1 佐賀県北部医療圏（医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により定める医療計画において定める同条第 2 項第 9 号に規定する区域であって、唐津市及び東松浦郡玄海町の区域をいう。）における地域医療の体制の整備として実施される唐津赤十字病院の移転事業を支援するため、佐賀県北部医療圏地域医療体制整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則に基づき県に交付される交付金の額とすることとした。（第 2 条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することとした。（第 4 条関係）
- 4 基金は、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができることとした。（第 6 条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 3 月 31 日限りその効力を失うこととした。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）

- 1 手数料を徴収することが不相当であると認められる広告物又は掲出物件で知事が指定するものを表示し、又は設置するときは、手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができることとした。（第 11 条関係）
- 2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、

良好な状態に保持しなければならないこととした。(第11条の2関係)

- 3 許可の期間満了後さらに継続して許可を受けようとする場合の手数料の額を改めることとした。(別表第1関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を設けることとした。

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 佐賀空港の運用時間を、午前0時30分から午前4時30分まで及び午前6時30分から午後10時までとすることとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 消費税率等の改定に伴い、港湾施設の使用に係る使用料等の額を改定することとした。(第4条、第12条及び別表第1関係)
- 2 荷役機械の使用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第5項関係)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成25年佐賀県条例第33号)について所要の改正を行うこととした。